

固有必要的共同訴訟

実用新案登録を受ける権利の共有者が、その共有に係る権利を目的とする実用新案登録出願の拒絶査定を受けて共同で審判を請求し、請求が成り立たない旨の審決を受けた場合に、右共有者の提起する審決取消訴訟は、共有者が全員で提起することを要するいわゆる**固有必要的共同訴訟と解すべき**である(最高裁55年1月18日)。

けだし、右訴訟における審決の違法性の有無の判断は**共有者全員の有する一つの権利**の成否を決めるものであって、右審決を取り消すか否かは共有者全員につき**合一に確定**する必要があるからである。実用新案法が、実用新案登録を受ける権利の共有者がその共有に係る権利について審判を請求するときは共有者の全員が共同で請求しなければならないとしているのも、右と同様の趣旨に出たものというべきである。